

令和3年9月27日

学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第6版のポイント

公益社団法人全国学習塾協会

令和3年9月27日に改正したガイドラインにおけるポイントは以下の通りです。

感染拡大防止対策

来塾の制限

- ・家庭と連携し、来塾前の検温に協力いただく。その際に、発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、通塾を控えてもらう。

出社の制限

- ・従業員の出社前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、または体調の悪い場合は、出社させないようにし、自宅療養を基本とする。
- ・従業員が出勤後に体調不良を訴えた場合は、医療機関を受診する。

換気の徹底

○換気の状態確認

- ・室温が変わらない範囲で、法令を遵守した適切な空調設備を活用した常時換気またはこまめな換気を徹底する。こまめな換気の日安は、1時間2回以上、1回に5分間以上である。
- ・必要に応じ、乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。

○施設の環境に応じた対策

- ・必要に応じ、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・換気の補助として、HEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・外気温が高い、または、低いという理由で換気をおろそかにしないこと。

正しいマスクの着用

- ・適切なマスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、フィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。
- ・マスクをしっかりと着用していても、室内で私語する時間は可能な限り短くして、大声は避けること。

ワクチン接種の推奨

- ・従業員に対して、新型コロナワクチンの接種を推奨する。
- ・なお、ワクチン接種については厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

飲食時の注意徹底

- ・従業員に限らず、塾生にも本対策は徹底すること。
- ・飲食を分散する等一度に飲食する人数を減らす。
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置にしたり、顔の正面からできる限り 2 m を目安に最低 1 m 距離を確保することを含め真正面の配置を避けたり、換気に注意した上でアクリル板等のパーティションを設置する等の工夫を行う。
- ・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・飲食スペースは、常時換気する。